

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、温室効果ガスの排出を削減するとともに、災害防止等を図るため、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に森林環境譲与税が創設された。現在、地方公共団体では森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっているのが現状である。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、天然林を含め、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

本市は、面積の約8割強を森林が占めており、こうした様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていく必要があるが、今の譲与基準のままでは、多くの森林面積を抱える市町村において、森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。

よって、国におかれては森林面積の広い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、森林環境譲与税の算定基準の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

山県市議会議長 山崎 通

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

内閣官房長官